平成２２年（フ）第２５８号
長野県松本市両島６番16号、前住所長野県北安曇郡松川村5721番地506
債務者　太田　和広
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２４６号
三重県桑名市東正和台６丁目11番地15
債務者　上田　　友
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
三重県四日市市日永４丁目３番７号　ビバリーシャロン１Ａ号室
債務者　牧原　由香
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
三重県四日市市新正１丁目１番４号
債務者　鈴木　和彦
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
三重県四日市市新正１丁目１番４号
債務者　鈴木　武子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
三重県桑名市大字大福323番地１　エトワール・プレーヌ106
債務者　中村　由紀
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
三重県四日市市楠町北五味塚1758番地１　ザ・ミレニアムＢ―102
債務者　牧山・ジョセ・伸光
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
三重県四日市市川北１丁目４番22号
債務者　高比良みき子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
三重県四日市市羽津山町３番25号　ハイツみやび201号
債務者　赤尾　健次
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
三重県桑名市大字森忠717番地１
債務者　鈴木美代子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
三重県四日市市京町15番６号　レオパレス雅野弐101
債務者　中村　　要
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
三重県四日市市別名２丁目11番13号
債務者　大内　一郎
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
滋賀県近江八幡市本町２丁目21番地101号、前住所滋賀県近江八幡市十王町339番地６　202号
債務者　中川　貴人
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２２０号
滋賀県蒲生郡日野町内池西993、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町北内貴1026番地１
債務者　倉田　成子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６８９号
兵庫県西宮市甲子園高潮町６番４―503号、前住所大阪市淀川区三津屋北１丁目13番14号　202号
債務者　伊達工務店（旧名称岩田工務店）こと
伊達　哲晃（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２８号
兵庫県西宮市今津二葉町１番８―405号、前住所兵庫県西宮市津門川町10番16―405号、前々住所兵庫県西宮浜４丁目10番５―205号
債務者　竹下　博文
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９６号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目１番17―301号
債務者　宮北　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係